

東大和市の組織図及び業務内容一覧

1 東大和市組織図

令和2年4月1日現在

市議会	議会議務局	庶務調査係、議事係	本庁舎2F	
市長	企画財政部	企画課	企画担当、企画担当、企画担当、政策推進担当、政策推進担当	本庁舎4F
		公共施設等マネジメント課	公共施設等マネジメント係	本庁舎4F
		行政管理課	行政管理係	本庁舎4F
		秘書広報課	秘書係、広報係、市民相談担当	本庁舎4F
		財政課	財政担当、財政担当	本庁舎4F
		検査担当	—	本庁舎4F
	総務部	総務管財課	庶務係、用地管財係、契約係	本庁舎3F
		文書課	文書係、法規係	本庁舎3F
		情報管理課	情報システム係、社会保障・税番号制度担当	本庁舎5F
		職員課	人事研修係、給与厚生係	本庁舎3F
		防災安全課	消防係、災害・防犯係	本庁舎3F
	市民部	市民課	戸籍係、市民係	本庁舎1F
		保険年金課	国民健康保険給付係、国民健康保険税係、高齢者医療年金係	本庁舎1F
		課税課	市民税係、土地資産税係、家屋資産税係	本庁舎1F
		納税課	管理係、納税係	本庁舎1F
		産業振興課	商工係、観光係、農政係	本庁舎1F
		地域振興課	市民協働係、消費・共同企画係、市民センター係、清原市民センター※	本庁舎3F
	子育て支援部	子育て支援課	手当・助成係、ひとり親・女性相談係、子ども家庭支援センター※	本庁舎1F
		保育課	管理・給付係、保育・幼稚園係、狭山保育園※、やまとあけぼの学園※	本庁舎1F
		青少年課	青少年育成係	本庁舎3F
	福祉部	福祉推進課	庶務係、指導調整係	本庁舎2F
		高齢介護課	高齢福祉係、地域包括ケア推進係、介護保険係、介護給付係、介護認定係	本庁舎2F
		生活福祉課	庶務係、保護第一係、保護第二係	本庁舎1F
		障害福祉課	庶務係、障害福祉係、相談支援係	本庁舎1F
		健康課	庶務係、予防係、保健係	保健センター
	環境部	環境課	環境公害係、緑化推進係	本庁舎3F
		ごみ対策課	ごみ減量係	本庁舎3F
都市建設部	都市計画課	計画調整係、都市計画係、地域整備係	本庁舎2F	
	土木課	管理係、土木係、交通安全対策係	本庁舎2F	
	建築課	建築係	本庁舎5F	
	下水道課	庶務係、業務係	本庁舎2F	
	会計管理者	会計課	出納係、審査係	本庁舎1F
教育委員会	学校教育部	教育総務課	庶務係、施設係、学務係	本庁舎5F
		教育指導課	指導係、教職員係、特別支援教育係	本庁舎5F
		給食課	給食係	給食センター
	社会教育部	社会教育課	生涯学習係、郷土博物館※	本庁舎5F
		中央公民館	事業係、南街公民館、狭山公民館、蔵敷公民館、上北台公民館	中央公民館外
		中央図書館	管理係、事業係、桜が丘図書館、清原図書館	中央図書館外
選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局	選挙係	会議棟1F	
監査委員	監査委員事務局	監査係	本庁舎4F	
農業委員会	農業委員会事務局 (産業振興課)	—	本庁舎1F	
固定資産評価審査委員会	書記(文書課)	—	本庁舎3F	

※庁舎外

2 各課等業務内容（事務分掌）一覧

課等	係等	事務分掌
議会事務局	庶務調査係	(1) 公印の管守に関する事 (2) 議員の身分及び資格得失に関する事 (3) 議員の報酬及び費用弁償その他諸給与に関する事 (4) 議員共済会に関する事 (5) 職員の人事及び服務に関する事 (6) 儀式、交際及び接遇に関する事 (7) 議長会議及び局長会議に関する事 (8) 議会に関する条例、規則等の制定、改廃に関する事 (9) 文書の收受、発送、編さん及び保存に関する事 (10) 議会予算の立案及び経理に関する事 (11) 傍聴券の発行及び傍聴人に関する事 (12) 備品、消耗品の管理受払いに関する事 (13) 議場その他議会付属施設の管理に関する事 (14) 議決証明に関する事 (15) 事務日誌に関する事 (16) 議会に関する各種資料の収集整理に関する事 (17) 議案等の調査研究に関する事 (18) 議会の先例調査に関する事 (19) 議会報に関する事 (20) 議会図書に関する事 (21) その他一般調査に関する事 (22) 他の係に属さない事
	議事係	(1) 本会議に関する事 (2) 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会に関する事 (3) 協議会、公聴会その他諸会議に関する事 (4) 会議録の調製、編さんに関する事 (5) 請願、陳情の受理及び処理に関する事 (6) 議員提出議案の処理に関する事 (7) 質問通告に関する事 (8) 議決事項の処理及び諸般の報告に関する事 (9) 議員の出欠に関する事
企画課	企画担当	(1) 市政一般の企画、渉外及び総合調整に関する事 (2) 総合計画（基本構想、基本計画及び実施計画をいう。）に関する事 (3) 総合計画審議会に関する事 (4) 公共施設の防音補助（他の所管に属するものを除く。）に関する事 (5) 市勢概要の編集及び発行に関する事 (6) 組織及び定数に関する事 (7) 課内の庶務に関する事 (8) 部内の庶務及び調整に関する事
	政策推進担当	(1) 政策課題の調整及び推進に関する事 (2) 地方分権改革の調整に関する事
公共施設等マネジメント課	公共施設等マネジメント係	(1) 公共施設等総合管理計画に関する事 (2) 公の施設の民間活力の導入に関する事 (3) 市有地等の利活用に関する事 (4) 市が設置した標識、看板等の管理台帳に関する事 (5) ふれあい広場に関する事 (6) 課内の庶務に関する事

行政管理課	行政管理係	(1) 行政改革に関する事 (2) 行政改革推進委員会に関する事 (3) 行政評価に関する事 (4) 事務事業の管理及び事務改善に関する事 (5) その他行政管理に関する事 (6) 課内の庶務に関する事
秘書広報課	秘書係	(1) 秘書及び交際に関する事 (2) 市長会及び副市長会に関する事 (3) 庁議に関する事 (4) 課内の庶務に関する事
	広報係	(1) 広報等の編集及び発行に関する事 (2) 報道機関との連絡に関する事 (3) 広報掲示板の管理に関する事 (4) 公式ホームページの管理及び運営に関する事 (5) その他広報に関する事
	市民相談担当	(1) 陳情及び要望の処理に関する事 (2) 市民相談及び専門相談(他の所管に属するものを除く。)に関する事 (3) 人権擁護委員に関する事 (4) 行政相談委員に関する事 (5) その他広聴に関する事
財政課	財政担当	(1) 予算の編成及び執行管理に関する事 (2) 地方交付税等に関する事 (3) 地方債に関する事 (4) 積立基金に関する事 (5) 財政状況の公表に関する事 (6) 財政計画に関する事 (7) 財政調査及び財政報告に関する事 (8) 決算統計に関する事 (9) 健全化判断比率の公表等に関する事 (10) 財務書類の整備に関する事 (11) その他財政に関する事 (12) 課内の庶務に関する事
検査担当		工事、製造等の検査に関する事
総務管財課	庶務係	(1) 儀式、褒賞及び表彰に関する事 (2) 各種委員の任免及び委嘱に関する事 (3) 常勤特別職の事務引継ぎに関する事 (4) 庁中令達に関する事 (5) 行政区域に関する事 (6) 庁舎の管理に関する事 (7) 自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事 (8) 私立学校(私立幼稚園を除く。)に関する事 (9) 市長の資産等の公開に関する事 (10) 統計(他の所管に属するものを除く。)に関する事 (11) 他の所管に属さないものに関する事 (12) 課内の庶務に関する事 (13) 部内の庶務及び調整に関する事
	用地管財係	(1) 市有財産の取得、管理及び処分(土地区画整理事業に伴う土地の取得、管理及び処分を除く。)に関する事 (2) 不動産の貸借(新規契約に限る。)に関する事 (3) 市営住宅の募集及び維持管理に関する事 (4) 寄附の受領に関する事 (5) 庁用自動車の集中管理に関する事 (6) 庁用自動車等の安全運転管理者及び事故処理に関する事

		<ul style="list-style-type: none"> (7) 土地開発基金に関すること。 (8) 土地開発公社に関すること。 (9) 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に基づく届出に関すること。 (10) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づく届出及び申出に関すること。 (11) 地価公示に関すること。 (12) 不動産の収用及び補償（土地区画整理事業に伴う土地の収用及び補償を除く。）に関すること。 (13) その他公共用地に関すること。
	契約係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 土木工事、建築工事、設備工事等の請負契約に関すること。 (2) 物品の購入、修繕及び処分の契約に関すること。 (3) その他委託等の契約に関すること。 (4) 電子調達に関すること。
文書課	文書係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 公印に関すること。 (2) 文書の收受、審査、発送及び保存に関すること。 (3) 庁内印刷に関すること。 (4) 市議会の招集及び議案に関すること。 (5) 公告式に関すること。 (6) 情報公開に関すること。 (7) 個人情報の保護に関すること。 (8) 情報公開・個人情報保護審査会に関すること。 (9) 個人情報保護審議会に関すること。 (10) 課内の庶務に関すること。
	法規係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 法規に関すること。 (2) 条例、規則、訓令等の審査に関すること。 (3) 訴訟、和解（簡易なものを除く。）等に係る調整、助言、指導等に関すること。 (4) 行政手続に関すること。 (5) 審査請求に関すること。 (6) 行政不服審査会に関すること。 (7) 固定資産評価審査委員会との連絡調整に関すること。
情報管理課	情報システム係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 電子計算組織の管理及び運営に関すること。 (2) 情報システムの運用支援に関すること。 (3) 電子自治体の構築及び情報化推進に関すること。 (4) 情報セキュリティ対策の基本方針に関すること。 (5) その他情報通信技術に関すること。 (6) 課内の庶務に関すること。
	社会保障・税番号制度担当	<ul style="list-style-type: none"> (1) 社会保障・税番号制度に係る総合的な企画及び調整に関すること。 (2) 個人番号の利活用に関すること。 (3) その他社会保障・税番号制度（他の所管に属するものを除く。）に関すること。
職員課	人事研修係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 職員の人事に関すること。 (2) 職員の研修に関すること。 (3) 職員の身分、進退、服務及び賞罰に関すること。 (4) 東京都市町村公平委員会に関すること。 (5) 職員団体に関すること。 (6) 課内の庶務に関すること。
	給与厚生係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 職員の給与に関すること。 (2) 東京都市町村職員退職手当組合に関すること。 (3) 特別職報酬等審議会に関すること。 (4) 職員の福利厚生に関すること。 (5) 職員の健康管理及び安全衛生に関すること。 (6) 職員の公務災害補償に関すること。 (7) 公務災害補償等審査会に関すること。

		(8) 職員互助会に関する事 (9) 東京都市町村職員共済組合に関する事
防災安全課	消防係	(1) 防災施設等の設置及び維持管理に関する事。 (2) 防災関係機関との連絡調整に関する事。 (3) 消防事情の調査及び公表に関する事。 (4) 消防団に関する事。 (5) 課内の庶務に関する事。
	災害・防犯係	(1) 地域防災計画に関する事。 (2) 防災会議に関する事。 (3) 防災行政無線に関する事。 (4) 国民の保護に関する計画に関する事。 (5) 国民保護協議会に関する事。 (6) その他災害、武力攻撃事態等に関する事。 (7) 防犯に関する事。 (8) 行方不明者に関する事。 (9) 犯罪被害者の支援に関する事。 (10) 管理不全な状態の空き家に関する事。 (11) 雑草の除去に関する事。
市民課	戸籍係	(1) 戸籍事務に関する事。 (2) 身分証明に関する事。 (3) 埋火葬許可及び解剖用死体交付改葬許可に関する事。 (4) 犯歴事務に関する事。 (5) 自動車の臨時運行許可に関する事。 (6) 人口動態統計事務に関する事。 (7) 課内の庶務に関する事。 (8) 部内の庶務及び調整に関する事。
	市民係	(1) 住民基本台帳に関する事。 (2) 個人番号の指定等に関する事。 (3) 戸籍の附票に関する事。 (4) 在留関連事務及び特別永住許可事務に関する事。 (5) 印鑑事務に関する事。 (6) 電子証明書に関する事。 (7) 転入時の児童及び生徒の就学通知に関する事。 (8) 住民基本台帳等に係る統計に関する事。 (9) 町区域及び字区域の変更に関する事。 (10) 地番整理に関する事。
保険年金課	国民健康保険給付係	(1) 国民健康保険及び介護保険（第2号被保険者のうち国民健康保険の被保険者に係るものに限る。次項において同じ。）に係る報告及び統計に関する事。 (2) 国民健康保険の給付に関する事。 (3) 国民健康保険事業特別会計の予算及び決算に関する事。 (4) 国民健康保険運営協議会に関する事。 (5) 保健事業に関する事。 (6) 高額療養費及び出産費の資金貸付に関する事。 (7) 国民健康保険に係る特定健康診査及び特定保健指導に関する事。 (8) 課内の庶務に関する事。
	国民健康保険税係	(1) 国民健康保険税の賦課及び調定に関する事。 (2) 国民健康保険及び介護保険に係る資格の得喪に関する事。 (3) 国民健康保険に係る被保険者証の交付に関する事。
	高齢者医療年金係	(1) 後期高齢者医療特別会計の予算及び決算に関する事。 (2) 後期高齢者医療保険料の徴収に関する事。

		<ul style="list-style-type: none"> (3) 後期高齢者医療に係る資格の得喪に関する事。 (4) 東京都後期高齢者医療広域連合に関する事。 (5) その他後期高齢者医療に関する事。 (6) 国民年金被保険者の資格得喪届に関する事。 (7) 国民年金保険料の免除申請に関する事。 (8) 国民年金の裁定請求その他給付に係る申請等に関する事。 (9) 国民年金に係る報告に関する事。 (10) その他国民年金に関する事。
課税課	市民税係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 個人の市民税及び都民税の賦課及び調定に関する事。 (2) 法人市民税の賦課及び調定に関する事。 (3) 市民税及び都民税の証明に関する事。 (4) 軽自動車税及び市たばこ税の賦課及び調定に関する事。 (5) 税務事務の調査及び企画統計に関する事。 (6) 課内の庶務に関する事。
	土地資産税係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 土地の調査及び評価に関する事。 (2) 土地に係る固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税の賦課に関する事。 (3) 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税の調定に関する事。 (4) 土地関係台帳の異動処理及び管理に関する事。 (5) 土地の取得に対する不動産取得税の通知に関する事。 (6) 旧土地台帳地図の修正及び管理に関する事。 (7) 土地に係る報告等に関する事。 (8) 国有資産等所在市町村交付金に関する事。
	家屋資産税係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 家屋及び償却資産の調査及び評価に関する事。 (2) 家屋に係る固定資産税及び都市計画税の賦課に関する事。 (3) 償却資産に係る固定資産税の賦課に関する事。 (4) 固定資産税及び都市計画税の証明に関する事。 (5) 家屋関係台帳及び償却資産台帳の異動処理及び管理に関する事。 (6) 家屋の取得に対する不動産取得税の通知に関する事。 (7) 土地関係台帳、家屋関係台帳、償却資産台帳及び公図の写しの閲覧に関する事。 (8) 家屋及び償却資産に係る報告等に関する事。
納税課	管理係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市税の納付の督促に関する事。 (2) 市税の収納確認及び徴収実績に関する事。 (3) 市税の過誤納金の還付及び充当に関する事。 (4) 市税の口座振替に関する事。 (5) 課内の庶務に関する事。
	納税係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市税の徴収に関する事。 (2) 市税の滞納処分に関する事。 (3) 滞納処分の執行停止及び欠損処分に関する事。 (4) 徴収猶予及び換価猶予に関する事。 (5) 徴収の嘱託及び受託に関する事。
産業振興課	商工係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 商工業施策の企画及び推進に関する事。 (2) 商工団体に関する事。 (3) 小口事業資金融資等に関する事。 (4) 労働行政及び勤労者対策に関する事。 (5) 中小企業勤労者生活資金融資に関する事。 (6) 計量器の検査に関する事。 (7) 公衆浴場に関する事。 (8) 住宅改善等に係る工事のあっせんに関する事。

		(9) 課内の庶務に関すること。
	観光係	(1) 観光施策の企画及び推進に関すること。 (2) 観光団体に関すること。 (3) 観光ボランティアガイドに関すること。 (4) 観光キャラクターの活用に関すること。
	農政係	(1) 農業施策の企画及び推進に関すること。 (2) 農産物の生産計画、技術指導及び病虫害防除に関すること。 (3) 林業に関すること。 (4) 農地の管理に関すること。 (5) 農業団体に関すること。 (6) 市民農園に関すること。 (7) 農業委員会との連絡調整に関すること。
地域振興課	市民協働係	(1) コミュニティ施策の企画及び推進に関すること。 (2) 地域活動の支援に関すること。 (3) 自治会に関すること。 (4) ボランティア活動に関すること。 (5) 国際交流及び都市交流に係る施策の企画及び推進に関すること。 (6) 課内の庶務に関すること。
	消費・共同参画係	(1) 消費生活センターの事業に関すること。 (2) 不用品交換に関すること。 (3) 市民葬儀に関すること。 (4) 都営住宅の募集に関すること。 (5) 文化振興施策の企画及び推進に関すること。 (6) 市民会館に関すること。 (7) 男女共同参画施策の企画及び推進に関すること。 (8) 男女共同参画推進審議会に関すること。 (9) 男女共同参画に係る苦情等の処理に関すること。
	市民センター係	(1) 市民センター（清原市民センターを除く。次号において同じ。）の施設管理に関すること。 (2) 地区会館、地区集会所、老人福祉施設で、市民センターを構成するものの事業運営に関すること。 (3) 地区会館、地区集会所、老人福祉施設（老人集会所を含む。）で、市民センターを構成しないもの（次号において「地区会館等」という。）の施設管理及び事業運営に関すること。 (4) 市民センター及び地区会館等の計画及び整備に関すること。
	清原市民センター	(1) 清原市民センターの施設管理に関すること。 (2) 清原市民センター（清原図書館を除く。）の事業運営に関すること。 (3) その他清原市民センターに関すること。 (4) 住民基本台帳等に係る証明書の交付に関すること。 (5) 印鑑登録証明書の交付に関すること。 (6) 市税等に係る証明書の交付に関すること。
子育て支援課	手当・助成係	(1) 児童福祉に係る諸手当の支給に関すること。 (2) 乳幼児及び義務教育就学児に係る医療費の助成に関すること。 (3) ひとり親家庭等に係る医療費の助成に関すること。 (4) その他児童福祉に関すること。 (5) 課内の庶務に関すること。 (6) 部内の庶務及び調整に関すること。
	ひとり親・女性相談係	(1) ひとり親家庭及び女性の相談及び支援に関すること。 (2) 母子生活支援施設の入所に関すること。

		<ul style="list-style-type: none"> (3) 母子及び父子福祉資金及び女性福祉資金に関する こと。 (4) ひとり親家庭ホームヘルパーの派遣に関する こと。 (5) 助産の実施に関する こと。
	子ども家庭支援センター	<ul style="list-style-type: none"> (1) 子ども家庭支援センターの管理及び運営に関する こと。 (2) 子ども家庭支援センターの事業に関する こと。 (3) 子どもの虐待の防止に関する こと。 (4) 子育てひろば事業に関する こと。
保育課	管理・給付係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の 認可及び確認に関する こと。 (2) 特定子ども・子育て支援施設等の確認に関する こと。 (3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の 施設整備に関する こと。 (4) 施設型給付費等の支払に関する こと。 (5) 施設等利用費の支払に関する こと。 (6) 認証保育所その他認可外保育施設に関する こと。 (7) 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者等の 職員の研修に関する こと。 (8) 課内の庶務に関する こと。
	保育・幼稚園係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 教育・保育給付認定に関する こと。 (2) 施設等利用給付認定に関する こと。 (3) 保育の利用に係る利用調整に関する こと。 (4) 保育料及び給食費に関する こと。 (5) 私立認可幼稚園（特定教育・保育施設を除く。） に関する こと。 (6) 障害児等保育に関する こと。 (7) 病児・病後児保育に関する こと。 (8) 緊急一時保育に関する こと。
青少年課	青少年育成係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 児童館の計画、整備及び事業運営に関する こと。 (2) きよはら児童館の施設管理に関する こと。 (3) 学童保育所の計画、整備及び事業運営に関する こと。 (4) 学童保育所第三クラブ、学童保育所第四クラブ、 学童保育所第六クラブ、学童保育所第七クラブ、学童保 育所第八クラブ、学童保育所第九クラブ及び学童保育所 桜が丘クラブの施設管理に関する こと。 (5) その他放課後児童健全育成事業（放課後児童健全 育成事業者の指導及び検査を除く。）に関する こと。 (6) 青少年問題協議会に関する こと。 (7) 青少年対策地区連絡協議会及び青少年対策地区委 員会に関する こと。 (8) いじめ問題調査委員会に関する こと。 (9) 放課後子ども教室に関する こと。 (10) その他児童及び青少年の健全育成に関する こと。 (11) 課内の庶務に関する こと。
福祉推進課	庶務係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 福祉施策の企画及び推進に関する こと。 (2) 地域福祉計画に関する こと。 (3) 地域福祉審議会に関する こと。 (4) 社会福祉協議会に関する こと。 (5) シルバー人材センターに関する こと。 (6) 民生（児童）委員及び民生委員推薦会に関する こ と。 (7) 旧軍人等の援護事務に関する こと。 (8) 保護司会に関する こと。 (9) 遺族会に関する こと。

		<ul style="list-style-type: none"> (10) り災害災害援護に関すること。 (11) 課内の庶務に関すること。 (12) 部内の庶務及び調整に関すること。
	指導調整係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 社会福祉法人の設立、定款の変更等の認可等に関すること。 (2) 社会福祉法人の指導、検査等に関すること。 (3) 介護サービス事業者の指導及び検査に関すること。 (4) 指定障害福祉サービス事業者等及び指定相談支援事業者の指導及び検査に関すること。 (5) 指定障害児通所支援事業者の指導及び検査に関すること。 (6) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の指導及び検査に関すること。 (7) 放課後児童健全育成事業者の指導及び検査に関すること。 (8) 災害時要配慮者対策に関すること。
高齢介護課	高齢福祉係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 高齢者福祉計画に関すること。 (2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）の現業事務に関すること。 (3) 高齢者福祉サービスの提供に関すること。 (4) 老人ホームの入所措置に関すること。 (5) 高齢者の虐待防止に関すること。 (6) 高齢者住宅（都営住宅を除く。）の募集及び管理に関すること。 (7) 老人クラブに関すること。 (8) 高齢者見守りぼっくす事業に関すること。 (9) 課内の庶務に関すること。
	地域包括ケア推進係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 介護予防・日常生活支援総合事業に関すること。 (2) 包括的支援事業その他の地域包括ケアシステムの構築に関すること。 (3) 地域包括支援センターに関すること。
	介護保険係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 介護保険事業計画に関すること。 (2) 介護保険特別会計の予算及び決算に関すること。 (3) 介護保険に係る資格の得喪（第2号被保険者に係るものを除く。）及び被保険者証の交付に関すること。 (4) 介護保険料（第2号被保険者に係るものを除く。）に関すること。 (5) 介護保険運営協議会に関すること。 (6) 高齢者在宅サービスセンターに関すること。
	介護給付係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 介護保険の給付に関すること。 (2) 居宅サービス計画及び介護予防サービス計画に関すること。 (3) 居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業者の指定に関すること。 (4) 地域密着型サービス事業者及び地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関すること。 (5) 介護保険事業者との連絡調整に関すること。 (6) 介護保険事業者に係る苦情及び事故報告に関すること。
	介護認定係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 要介護認定及び要支援認定に関すること。 (2) 主治医意見書及び認定調査に関すること。 (3) 介護認定審査会に関すること。
生活福祉課	庶務係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 福祉事務所長印に関すること。 (2) 課内の経理全般に関すること。 (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による医療事務及び介護事務に関すること。 (4) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰

		<p>国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく施策に関すること。</p> <p>(5) 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。</p> <p>(6) 生活が困窮している者に係る自立支援の事業に関すること。</p> <p>(7) 課内の庶務に関すること。</p>
	保護第一係	<p>(1) 生活保護法の現業事務に関すること。</p> <p>(2) 面接相談に関すること。</p>
	保護第二係	保護第一係に同じ。
障害福祉課	庶務係	<p>(1) 課内の経理全般に関すること。</p> <p>(2) 障害者福祉に関する諸手当の支給に関すること。</p> <p>(3) 課内の庶務に関すること。</p>
	障害福祉係	<p>(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の現業事務に関すること。</p> <p>(2) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）の現業事務に関すること。</p> <p>(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による身体障害者（児）及び知的障害者（児）に係る障害福祉サービスに関すること。</p> <p>(4) 障害支援区分判定審査会に関すること。</p> <p>(5) 自立支援医療（更生医療及び育成医療に限る。）に関すること。</p> <p>(6) 補装具の支給に関すること。</p> <p>(7) 身体障害者（児）及び知的障害者（児）に係る地域生活支援事業に関すること。</p> <p>(8) 障害福祉計画に関すること。</p> <p>(9) 心身障害者医療費助成に関すること。</p> <p>(10) 障害者（児）の虐待防止に関すること。</p> <p>(11) 障害者（児）の差別解消に関すること。</p> <p>(12) 総合福祉センターに関すること。</p> <p>(13) 地域生活支援拠点に関すること。</p> <p>(14) 基幹相談支援センターに関すること。</p> <p>(15) その他身体障害者（児）及び知的障害者（児）に係る在宅サービスに関すること。</p>
	相談支援係	<p>(1) 精神保健福祉相談に関すること。</p> <p>(2) 精神保健福祉手帳に関すること。</p> <p>(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による精神障害者（児）及び難病患者に係る障害福祉サービスに関すること。</p> <p>(4) 自立支援医療（精神通院医療に限る。）に関すること。</p> <p>(5) 精神障害者（児）に係る地域生活支援事業に関すること。</p> <p>(6) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による入院の同意に関すること。</p> <p>(7) 難病等医療費助成に関すること。</p> <p>(8) その他精神障害者（児）及び難病患者に係る在宅サービスに関すること。</p>
健康課	庶務係	<p>(1) 健康づくり施策の企画及び推進に関すること。</p> <p>(2) 地域医療に関すること。</p> <p>(3) 昭和病院企業団に関すること。</p> <p>(4) 献血及び献血推進協議会に関すること。</p> <p>(5) 健康づくり推進会議に関すること。</p> <p>(6) 休日急患診療所の管理及び運営に関すること。</p> <p>(7) 保健センターの管理及び運営に関すること。</p>

		(8) 課内の庶務に関する事。
	予防係	(1) 感染症（人に係るものに限る。）及び消毒に関する事。 (2) 予防接種に関する事。 (3) 予防接種健康被害調査委員会に関する事。
	保健係	(1) 健康増進事業に関する事。 (2) 母子保健事業に関する事。 (3) 食育に関する事。
環境課	環境公害係	(1) 環境基本計画に関する事。 (2) 環境保全審議会に関する事。 (3) 公害対策に関する事。 (4) 工場等の認可及び届出に関する事。 (5) 害虫、野生動物及びペットの相談に関する事。 (6) その他環境及び公害に関する事。 (7) 狂犬病の予防に関する事。 (8) 課内の庶務に関する事。 (9) 部内の庶務及び調整に関する事。
	緑化推進係	(1) 公園及び緑地の設置及び維持管理に関する事。 (2) こども広場の計画、設置及び維持管理に関する事。 (3) 緑化推進に関する事。 (4) 緑地保護地区、保存樹木等に関する事。 (5) 野火止水に関する事。 (6) 公園及び緑地の予定地の管理に関する事。 (7) 墓地等の経営の許可等に関する事。
ごみ対策課	ごみ減量係	(1) 廃棄物減量及びリサイクル施策の企画及び推進に関する事。 (2) 一般廃棄物の処理に関する事。 (3) 一般廃棄物処理計画に関する事。 (4) 廃棄物処理手数料の徴収に関する事。 (5) 一般廃棄物処理業者及び浄化槽清掃業者の許可、指導及び監督に関する事。 (6) 浄化槽に関する事。 (7) 資源回収団体の補助及び連絡調整に関する事。 (8) 廃棄物減量等推進審議会及び廃棄物減量等推進員に関する事。 (9) 湖南衛生組合、小平・村山・大和衛生組合及び東京たま広域資源循環組合に関する事。 (10) 課内の庶務に関する事。
都市計画課	計画調整係	(1) 都市計画審議会に関する事。 (2) 街づくり審査会に関する事。 (3) 都市計画事業の補助金（他の所管に属するものを除く。）に関する事。 (4) 都道及び都立公園の整備（管理を含む。）並びに都が行う基盤整備の総合調整（他の所管に属するものを除く。）に関する事。 (5) 公共交通機関（コミュニティバスを含む。）に関する事。 (6) 課内の庶務に関する事。 (7) 部内の庶務及び調整に関する事。
	都市計画係	(1) 都市計画に係る基本的な方針に関する事。 (2) 協働による街づくりに関する事。 (3) 都市計画による街づくりに関する事。 (4) 地域地区の計画に関する事。 (5) 地区計画に関する事。 (6) 都市施設（下水道に係るものを除く。）の計画に関する事。 (7) 都市計画施設（下水道に係るものを除く。）の事

		<p>業認可申請及びその調整に関すること。</p> <p>(8) 市街地開発事業等の計画に関すること。</p> <p>(9) 都市景観に関すること。</p>
	地域整備係	<p>(1) 協調による街づくりに関すること。</p> <p>(2) 開発行為の同意及びその調整に関すること。</p> <p>(3) 住宅施策の企画（耐震改修促進計画を含む。）及び推進に関すること。</p> <p>(4) 空き家（他の所管に属するものを除く。）に関すること。</p> <p>(5) 東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例（平成31年東京都条例第30号）に基づく管理状況の届出の受理等に関すること。</p> <p>(6) 都営住宅（募集を除く。）、公社住宅及び都市再生機構住宅に関すること。</p> <p>(7) 美術工芸品等に関すること。</p> <p>(8) 道路位置指定に関すること。</p> <p>(9) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に基づく優良住宅地、優良住宅及び良質住宅の認定に関すること。</p> <p>(10) 東京都福祉のまちづくり条例（平成7年東京都条例第33号）に基づく整備基準適合証の交付等に関すること。</p> <p>(11) 土地区画整理事業特別会計の予算及び決算に関することその他土地区画整理事業に関すること。</p>
土木課	管理係	<p>(1) 道路、橋りょう、河川、水路及び道路予定地の管理に関すること。</p> <p>(2) 道路台帳に関すること。</p> <p>(3) 路線の認定、変更及び廃止に関すること。</p> <p>(4) 道路証明等に関すること。</p> <p>(5) 道路調整会議に関すること。</p> <p>(6) 道路及び排水管の占用許可に関すること。</p> <p>(7) 屋外広告物に関すること。</p> <p>(8) 道路附帯施設（カーブミラー、区画線及び標識を除く。次項において同じ。）の管理に関すること。</p> <p>(9) 用途廃止後の道路、水路敷等に関すること。</p> <p>(10) 私道の移管に関すること。</p> <p>(11) 道路境界及び水路境界の確定、確認及び証明に関すること。</p> <p>(12) 公共用地等の測量及び公共基準点に関すること。</p> <p>(13) 課内の庶務に関すること。</p>
	土木係	<p>(1) 道路、橋りょう、河川及び水路の新設、改良及び補修に係る計画、設計、施工及び監督に関すること。</p> <p>(2) 道路附帯施設の新設、改良及び補修に係る計画、設計、施工及び監督に関すること。</p> <p>(3) その他土木事業等の設計、施工及び監督に関すること。</p> <p>(4) 狭あい道路（他の所管に属するものを除く。）に関すること。</p> <p>(5) 公園、緑地、こども広場等の設計、施工及び監督に関すること。</p> <p>(6) 都が管理する河川の調整（他の所管に属するものを除く。）に関すること。</p>
	交通安全対策係	<p>(1) 交通安全対策の企画及び推進に関すること。</p> <p>(2) 交通安全対策審議会に関すること。</p> <p>(3) 交通災害共済に関すること。</p> <p>(4) カーブミラー、区画線及び標識の計画及び管理に関すること。</p> <p>(5) 放置自転車及び駐輪場（他の所管に属するものを</p>

		除く。)に関する事 (6) 自転車等駐車対策協議会に関する事。
建築課	建築係	(1) 市有建築物及び附帯施設並びにこれらの設備(学校教育施設を除く。)の新築、改築等に係る設計、施工及び監督に関する事。 (2) その他建築工事及び設備工事に関する事。 (3) 課内の庶務に関する事。
下水道課	庶務係	(1) 下水道事業会計の予算及び決算に関する事。 (2) 下水道事業受益者負担金に関する事。 (3) 下水道使用料(東京都に委託する徴収事務を除く。)に関する事。 (4) 下水道使用料審議会に関する事。 (5) 下水道事業地方債に関する事。 (6) 下水道に係る供用開始の公示に関する事。 (7) 排水設備工事の検査及び指導に関する事。 (8) 指定排水設備工事事業者に関する事。 (9) 水洗化の普及及び促進に関する事。 (10) 特定事業所及び流域接続口の水質検査に関する事。 (11) 下水道事業の状況報告及び統計調査に関する事。 (12) 課内の庶務に関する事。
	業務係	(1) 公共下水道事業の都市計画に関する事。 (2) 下水道台帳に関する事。 (3) 下水道の新設、維持等に係る設計、施工及び監督に関する事。 (4) その他下水道工事に関する事。 (5) 下水道施設の維持管理に関する事。 (6) 下水道に係る開発事業の指導に関する事。 (7) 流域下水道に関する事。 (8) 民有地の雨水浸透施設(他の所管に属するものを除く。)に関する事。 (9) 私道の下水道に関する事。
会計課	出納係	(1) 現金(現金に代えて納付される証券及び基金に属する現金を含む。)の出納保管に関する事。 (2) 小切手の振出しに関する事。 (3) 有価証券(公有財産又は基金に属するものを含む。)の出納及び保管に関する事。 (4) 物品の出納及び保管(使用中の物品に係る保管を除く。)に関する事。 (5) 現金及び財産の記録管理に関する事。 (6) 決算の作成に関する事。 (7) 指定金融機関等に関する事。 (8) 証書類等の整理保管に関する事。 (9) 課内の庶務に関する事。
	審査係	(1) 支出負担行為の確認に関する事。 (2) 収支命令の審査に関する事。
教育総務課	庶務係	(1) 教育委員会の会議に関する事。 (2) 条例、規則及び規程に関する事。 (3) 公告式、訓令等に関する事。 (4) 交際に関する事。 (5) 文書の收受、発送及び保管に関する事。 (6) 公印に関する事。 (7) 教育委員会所管職員の人事、服務及び福利厚生に関する事。 (8) 教育予算の編成、配当及び執行に関する事。 (9) 長期計画策定に関する事。 (10) 請願及び陳情に関する事。

		<ul style="list-style-type: none"> (11) 教育委員会後援名義使用に関する事。 (12) 教育行政に関する相談に関する事。 (13) 審査請求に関する事。 (14) 事務局内及び他の行政機関との連絡調整に関する事。 (15) 課内の庶務に関する事。 (16) 部内の庶務及び調整に関する事。
	施設係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学校の設置及び廃止に関する事。 (2) 学校教育施設に関する事。 (3) 学校教育財産に関する事。
	学務係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学級編制(特別支援学級に係るものを除く。)に関する事。 (2) 児童及び生徒の就学、転学、退学その他学籍に関する事。 (3) 学齢簿に関する事。 (4) 所管に属する学校の管理(施設管理を除く。)及び運営に関する事。 (5) 学校保健衛生に関する事。 (6) 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する事。 (7) 就学援助費に関する事。 (8) 通学区域及び通学路に関する事。
教育指導課	指導係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 教育指導に関する事。 (2) 教育課程に関する事。 (3) 教材及び教具に関する事。 (4) 児童及び生徒の安全に関する事。 (5) 教職員の研修及び研究奨励に関する事。 (6) 教科用図書採択及び無償給与に関する事。 (7) 副読本の編集等に関する事。 (8) 連合行事及び鑑賞教室に関する事。 (9) 部活動に関する事。 (10) 教育センターに関する事。 (11) 校長会、副校長会等に関する事。 (12) いじめ問題対策連絡協議会に関する事。 (13) 教育委員会いじめ問題対策委員会に関する事。 (14) 課内の庶務に関する事。
	教職員係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 教職員の人事に関する事。 (2) 代替教職員及び講師に関する事。 (3) 教職員の服務に関する事。 (4) 教職員の給与等に関する事。 (5) 教職員の福利厚生に関する事。 (6) 教職員の共済組合に関する事。 (7) 教職員の職員団体に関する事。 (8) その他教職員に関する事。
	特別支援教育係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 特別支援学級の学級編制その他特別支援学級に関する事。 (2) 就学相談に関する事。 (3) 巡回相談、巡回指導及び訪問相談に関する事。 (4) 就学奨励費に関する事。 (5) その他特別支援教育に関する事。
給食課	給食係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学校給食施策の企画及び推進に関する事。 (2) 学校給食センター運営委員会に関する事。 (3) 給食予算に関する事。 (4) 学校給食費に関する事。 (5) 施設及び設備の維持管理に関する事。 (6) 給食用物資納入業者の登録に関する事。 (7) 献立、調理及び配送に関する事。

		<ul style="list-style-type: none"> (8) 栄養日誌及び月報の作成に関する事。 (9) 調理技術の指導及び栄養の研究に関する事。 (10) 給食用物資の選定、発注及び検収に関する事。 (11) 調理棟内の衛生及び食品衛生に関する事。 (12) 課内の庶務に関する事。
社会教育課	生涯学習係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生涯学習施策の企画及び推進に関する事。 (2) 生涯学習推進計画審議会に関する事。 (3) 社会教育施策の企画及び推進に関する事。 (4) 社会教育施設の設置に関する事。 (5) 社会教育委員に関する事。 (6) 社会教育関係団体に関する事。 (7) 社会体育施策の企画及び推進に関する事。 (8) スポーツ推進委員に関する事。 (9) 体育施設等の総合的な管理に関する事。 (10) 学校施設の使用承認に関する事。 (11) 体育、スポーツ及びレクリエーションの活動の普及及び振興に関する事。 (12) 体育、スポーツ及びレクリエーションの大会等の開催及び奨励に関する事。 (13) 市史に関する事。 (14) 課内の庶務に関する事。 (15) 部内の庶務及び調整に関する事。
	郷土博物館	<ul style="list-style-type: none"> (1) 東大和市立郷土博物館協議会(以下「郷土博物館協議会」という。)に関する事。 (2) 郷土博物館館の公印に関する事。 (3) 文書の收受、発送及び保存に関する事。 (4) 予算、決算及び会計に関する事。 (5) 施設及び設備の維持管理に関する事。 (6) 郷土博物館運営館の運営に係る調査、研究、企画及び統計に関する事。 (7) 郷土博物館館の資料(以下「郷土資料」という。)の収集、整理、保管及び展示に関する事。 (8) 郷土資料の調査及び研究に関する事。 (9) 郷土資料の寄贈及び寄託に関する事。 (10) 天文に係る資料の収集、整理、保管及び展示に関する事。 (11) 天体運行等の映写及び説明並びに天体観測の説明及び指導に関する事。 (12) 企画展、講演会、研究会等の開催に関する事。 (13) 他の博物館、学校、図書館、公民館その他の関係機関等との相互協力等に関する事。 (14) 文化財専門委員に関する事。 (15) 文化財の調査、保護及び活用に関する事。 (16) 文化財の収集、整理、保存及び修理復元に関する事。 (17) 郷土文化及び郷土芸能の保存並びに普及に関する事。 (18) その他郷土博物館館に関する事。
中央公民館	事業係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 公民館運営審議会に関する事。 (2) 公民館の文書の收受、発送及び保存に関する事。 (3) 公民館の予算、決算及び会計に関する事。 (4) 公民館の広報に関する事。 (5) 中央館の公印に関する事。 (6) 中央館の施設、設備及び物品の維持管理に関する事。 (7) 視聴覚教育に関する事。

		<ul style="list-style-type: none"> (8) 中央館の少年、青年、成人及び女性に係る事業に関する事 (9) 他の機関との連絡調整に関する事 (10) その他地区館に属さない事 (11) 公民館の庶務に関する事
	地区館	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地区館の公印に関する事 (2) 地区館の施設、設備及び物品の維持管理(東大和市立南街公民館及び東大和市立上北台公民館の施設の維持管理を除く。)に関する事 (3) 地区館の少年、青年、成人及び女性に係る事業に関する事 (4) 東大和市立学習等供用施設条例(昭和60年条例第11号)第2条に規定する東大和市立南街地区会館及び東大和市立上北台地区会館の運営に関する事 (5) その他地区館に関する事
中央図書館	管理係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 図書館協議会に関する事 (2) 図書館の公印に関する事 (3) 図書館の文書の收受、発送及び保存に関する事 (4) 図書館の予算、決算及び会計に関する事 (5) 中央館の施設及び設備の維持管理に関する事 (6) その他他の係及び地区館に属さない事
	事業係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 中央館の図書館資料(以下「資料」という。)の収集、整理及び保存並びに図書館の資料の除籍に関する事 (2) 中央館の資料の貸出し及び読書案内に関する事 (3) 中央館における調査研究に対する援助に関する事 (4) 中央館における読書会等の行事に関する事 (5) 図書館の広報に関する事 (6) 各種読書施設、読書団体等との連絡調整に関する事 (7) 移動図書館の運営に関する事 (8) 図書館運営の調査、研究、企画及び統計に関する事 (9) その他図書館事業に関する事
	地区館	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地区館の資料の収集、整理及び保存に関する事 (2) 地区館の資料の貸出し及び読書案内に関する事 (3) 地区館における調査研究に対する援助に関する事 (4) その他地区館の管理運営に関する事
選挙管理委員会事務局	選挙係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 公告式に関する事 (2) 公印の保管に関する事 (3) 委員会の会議に関する事 (4) 規則及び規程の制定及び改廃に関する事 (5) 予算の経理及び物品の保管に関する事 (6) 文書の收受、発送及び保存に関する事 (7) 選挙人名簿の調製及び保管に関する事 (8) 各種選挙の投票及び開票に関する事 (9) 選挙の啓発及び周知に関する事 (10) 直接請求に関する事 (11) 選挙争訟に関する事 (12) 検察審査会法(昭和23年法律第147号)による検察審査員候補者予定者の選定に関する事 (13) 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成16年法律第63号)による裁判員候補者予定者の選定に関する事

		<p>こと。</p> <p>(14) 日本国憲法の改正手続に関する法律(平成19年法律第51号)による国民投票の管理執行に関すること。</p> <p>(15) 前各号のほか選挙事務に関すること。</p>
監査委員事務局	監査係	<p>(1) 監査委員に関すること。</p> <p>(2) 職員の人事及び服務に関すること。</p> <p>(3) 公印の保管に関すること。</p> <p>(4) 規程等の制定及び改廃に関すること。</p> <p>(5) 予算及び経理に関すること。</p> <p>(6) 物品の管理に関すること。</p> <p>(7) 監査、検査、審査の計画立案及び実施に関すること。</p> <p>(8) 監査、検査、審査の通知結果の報告及び公表に関すること。</p> <p>(9) 監査、検査、審査の諸資料の収集及び作成に関すること。</p> <p>(10) 全国都市監査委員会、関東都市監査委員会及び東京都市監査委員会に関すること。</p> <p>(11) その他監査事務に関すること。</p>